

論点整理表

(1) 郷づくり推進事業交付金のあり方

(大) 論点	(中) 論点	現状	改善・解決策	該当番号
交付金額確定条件の見直しの必要性	余剰金返還額の緩和および弾力的運用の検討	福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱の運用について（以下「訓令」）の「余剰金に関すること」では、余剰金の返還について、市長が定める一定の額の限度は100万円としている。なお、郷づくり推進協議会（以下「協議会」）で一定の金額を積立てるなど、例外規定は設けていない。		9・15・32・33・43 32
	対象費目および設定金額等の緩和の検討	訓令の「交付金の使途に関すること」では、補助事業としての性質上、特段の注意を要する項目（飲食費・役員等実費弁償・慶弔費）を規定しているほか、年度ごとに市が作成した「郷づくり推進事業交付金の会計処理の留意事項」にて訓令に挙げた3点の項目に加え会計処理全般の注意事項を説明のうえ、提示することとしている。そのほか、各協議会が事業執行時に疑義がある場合には、その都度、市が相談を受け対応している。		10・22・23・28
算定方法の見直しの必要性	算定基準の検証および各地域人口・世帯実態との整合性の検討	福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱（以下「要綱」）および訓令において交付金算定基準を定めている。この基準のうち、基礎事業では構成自治会が多い地域ほど協議会の事務手間が多くなる前提で積算（5万円×自治会数）している。一方、「規模加算」では、3,500世帯以上の加算額で頭打ちであるため7,000世帯超の福間と6,000世帯超の福間南が3,600世帯超の津屋崎と同額の加算額となる。また、自主事業の「子育て支援、青少年育成事業費事費」は青少年（20歳未満）2,000人以上は同額で、3,800人超の福間と4,100人超の福間南が160万円に対し、1,700人超の宮司と津屋崎が140万円と20万円の差で設定している。なお、上記の算定基準は平成30年度から導入して6年目となり世帯数は福間が1,290世帯、福間南が829世帯の増となった。そして、20歳未満は福間が1,186人、福間南が761人増となっている。	この列は作成中	11・12・14・24・25・26・27・29・30・31
地域予算制度の見直しの必要性	地域予算制度の検証および改善の検討	限られた財源を有効に活用するため、地域にとってより有意義な交付金の活用が図られる制度へと変革するため、市は要綱および訓令を定め平成26年度から自治会の「自治会交付金」と協議会の「郷づくり推進事業交付金」を一本化し交付金を協議会に一括交付して、地域内で事業内容や予算配分が決定できる「地域予算制度」を導入した。この際、地域の実情に合わせた細やかな事業の展開が可能となるよう、交付金の算定基準を新たに設け、交付金は大きく「Ⅰ基礎事業（全地域共通で取り組むこと）」と「Ⅱ自主事業（地域の実情に応じて取り組むこと）」の2つの柱で構成し、その合計額が協議会に交付されることから、協議会は事業内容と算定項目を照らし合わせ、各部会や各自治会と協議のうえ予算を配分することができるようになった。令和5年度が10年目になる地域予算制度について、導入当初の目的が十分に果たしている状況とは言い難い。		2・3・4・5・6・7・8・13・17・19・20・23・28
収益事業を行う場合の条件整理	法人化および納税義務等の確認	協議会は全て法人格を持たず、「宮司コミュニティセンター」の指定管理者となる宮司地区を除き、非営利団体であるため、納税対象となる収益事業は行わない建て付けとしている。 なお、6つ（令和6年4月以降は7つ※津屋崎は令和5年度整備予定）の協議会の拠点となる「郷づくり交流センター」の指定管理については、施設規模が「宮司コミュニティセンター」の1,264㎡と比較して最小の福間で119㎡、最大の上西郷で407㎡と施設規模が小さく、運営経費予算は市が一括で直営することで圧縮しており、単純に分割した場合には委託料が少額となる。さらに、本市の指定管理者制度の導入審査の1つの指標となる維持管理経費の削減については元々、少額であるため難しいこと等が問題となり、具体的な導入計画を見送ってきた経緯がある。		1・35・43・44・45

論点整理表

(2) 郷づくり交流センター等の拠点のあり方

(大) 論点	(中) 論点	現状	改善・解決策	該当番号
運営ルールの見直しの必要性	運営ルールの検証に基づく改善の検討	運営ルールは、福津市郷づくり交流センター条例（以下「条例」）および福津市郷づくり交流センター条例施行規則（以下「規則」）によるが、「令和5年度福津市郷づくり交流センター管理運営の手引き（以下「手引き」）」では利用についての利用可能時間（2ページ）や予約方法（3ページ）、利用できない内容（5ページ※飲酒は（4）にある「地域自治活動にそぐわない利用は不可」に該当する）、利用許可手続きの流れ（6～8ページ）に記載のとおりである。なお、本市の使用料の納付方法については、市有施設（指定管理者が管理する施設を除く）については、統一対応となり全て市内の金融機関窓口での支払いが必要となっている。		51・53・54・57・58・59・61・65・67・76
利用目的の再定義および対象者見直しの必要性	利用目的および対象者の検証に基づく改善策の検討	条例第1条（設置）では、「地域住民の相互交流及び地域づくり活動を活性化し、地域自治及び地域分権を確立するため」の設置を目的としており、営利目的や地域自治活動にそぐわない利用以外を対象としている。手引き2ページでは対象者ごとに利用内容を整理している。なお、条例第3条該当団体の「協議会が認める団体」とは、手引き9ページのとおり条例第3条に規定する事業の実施が判断基準となり、「協議会主催ではないが、その取り組みが郷づくりに貢献している」と判断されれば、協議会が認める団体として取り扱って構わないこととしている。	この列は作成中	55・59・60・61・62・64・66・68・69・71・72・73・74・77・78
管理方法の見直しの必要性	自立性が高まる改善策の検討	協議会の管理方法の自立性を高めるために想定する「郷づくり交流センター」の指定管理者制度導入では、具体的に指定管理者が行う「業務の範囲」として既に施設の設置条例に規定があり、指定管理者に公の施設の「利用許可」、「利用許可の取消し」といった行政処分や施設を活用する自主事業の企画運営などを含めて、施設の管理運営に関する業務全般を任せることができる。ただし、指定管理者制度の導入における問題については上記のとおりである。		50・63・70・75・80
拠点環境改善の必要性	活動実態の把握に基づく改善策の検討	平成25年8月の郷づくり推進協議会代表者会議で示した市の「郷づくり拠点整備方針（以下「方針」）」では、拠点の機能として施設に求められる機能は、次の3つである。①活発な郷づくり活動を行う機能（事務所、会議室等の設置）②市民交流の場を提供する機能（集会場、ホワイエ等の設置）③地域の情報を収集し、発信する機能（情報共有スペースの設置など）。次に、拠点整備の考え方として、整備にあたっては、一拠点で地域活動の全てを担うというのではなく、地域内の公共的施設を結びつけ、機能を相互に補完する複合的な活用を視野に入れた施設としている。なお、（1）場所、（2）機能および規模、（3）管理運営については、方針2ページのとおりである。 また、「福津市郷づくり基本構想（以下「構想」）」では、目標3-2（次世代へつなでいけること）の「市の支援策」として、活動環境の充実：郷づくり活動が安定的かつ持続的に展開されるよう、全地域（宮司地区を除く）に活動拠点として郷づくり交流センターを整備（既存施設の活用を含む）し、必要備品等の提供（助成）を行う。<例示>・活動拠点の整備（既存施設の活用を含む）		52・54・55・56

論点整理表

(3) 人財育成・確保

(大) 論点	(中) 論点	現状	改善・解決策	該当番号
活動参加者の維持・拡大の推進	活動参加者の維持・拡大策の検討および実施	<ul style="list-style-type: none"> ・転入者に郷づくりPRチラシを配布、「広報ふくつ」で郷づくり特集記事を掲載（2年に1回）、まちづくり出前講座の新設、郷づくりHPの運営支援 		81・83・87・98・100・102・108・110・114・120・123・124・125・128・129・132・133・134・135・142・149・151・152・153・156・163・164
活動参加者の維持・拡大の推進	後継者育成・拡大策の検討および実施	<ul style="list-style-type: none"> ・構想では、市の支援策として「人材の育成等：郷づくり活動の担い手の中でも、特にリーダー確保のため、人材育成に関する研修会や情報提供等を進める」とあるが、実施できていない。 ・後継者のスキルアップとして、協議会を対象に情報発信講座を実施した。 	<div style="border: 1px dashed green; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">この列は作成中</div>	81・82・84・85・86・88・89・90・91・92・93・94・95・96・97・98・99・100・101・102・103・104・105・106・107・108・109・111・112・113・115・117・118・119・121・124・128・129・131・133・134・136・137・138・139・140・141・143・144・145・146・148・150・153・154
	支援者拡大策の検討および実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市や地域内外を問わず、地域コミュニティを支援する参加者が地域とつながる必要性は認識しているが、地域コミュニティに特化した取組みはできていない。 ・市独自の担い手育成プログラムの開発をR4-6で進めている（場づくりファシリテーター実践塾BA-School：自分のやりたいことに基づき、場づくりができる人材育成プログラム）。地域自治に興味・関心を持つ受講生が参加した際には、地縁の団体へつなぐことができる。 		81・82・84・85・86・88・89・90・91・92・93・94・95・96・97・98・99・100・101・102・104・105・106・107・108・109・111・112・113・115・117・118・119・122・124・128・129・130・131・133・134・136・137・138・139・140・145・146・148・150・154・155・156
他団体との共働・連携の推進	他団体との共働・連携策の検討および実施	<ul style="list-style-type: none"> ・構想では、市の支援策として「NPOや事業者などに関する情報提供を行うこと」としている。令和4年度からキッカケラボ（未来共創センター）のコネクターが拠点を訪問し、情報交換を行っているが、まだ取組から間もないため、効果を十分に測れていない。 ・キッカケラボへの登録団体情報（令和4年度63団体）、窓口での相談者情報を必要に応じて、郷づくり運営協議会へ繋いでいる。※8地域中、3地域の協議会がキッカケラボ登録団体になっている。 		105・116・117・130・147・154・157

論点整理表

(4) 市の関わり方

(大) 論点	(中) 論点	現状	改善・解決策	該当番号
現行の仕組みの改善の推進	現行の仕組みの検証による改善策の検討および実施	<p>・「福津市地域担当制実施要綱」では、部課長級の職員は自己の職務に支障がない限り次の職務を行う。(1)市の施策、計画及び地域の活性化のために必要な情報提供及び説明(2)市民の行政に対する意向及び苦情の適切な把握(3)地域の自立や活性化のための助言。</p> <p>・自治会への住民名簿の貸与について、市は平成31年度に福津市情報公開・個人情報保護審議会に諮ったところ、個人の価値観や考え方の多様性もあり、本人の同意なく個人情報を提供されることに理解を得ることは難しいとの見解により、平成31年度をもって名簿の貸与を廃止した。</p> <p>・構想は平成30年3月に策定し取組みを進めてきた。策定時の郷づくりの課題として「認知の必要性」「人材確保」「持続可能な活動の展開」「組織や体制の強化」「市の支援強化」があり、これらを解決すべく施策を決めた。構想の内容は4年超過前に検討し、その結果に基づき見直し等を行うものとする。</p>	<div style="border: 1px dashed green; border-radius: 15px; padding: 20px; width: fit-content; margin: auto;">この列は作成中</div>	166・170・194・196・513・749
新たな仕組みの導入の必要性	地域の実態把握に基づく新たな仕組みの検討	<p>・平成19年度に郷づくりが始まった翌年より各拠点に週3日の開館日にマネージャー(地域駐在職員)を配置し協議会を支援した。平成25年度より、現体制の郷づくり推進協議会の設立、開館日数増加(3日→5日)に合わせて順次マネージャーを廃止し、協議会が事務局員を雇用した。現在、地域コミュニティ課職員は月2回の事務局員会議で8地域の事務局員と情報交換したり、また事務局員会議がない週は拠点に出向いて情報共有をしている。</p> <p>・構想は平成30年3月に策定し取組みを進めてきた。策定時の郷づくりの課題として「認知の必要性」「人材確保」「持続可能な活動の展開」「組織や体制の強化」「市の支援強化」があり、これらを解決すべく施策を決めた。構想の内容は4年超過前に検討し、その結果に基づき見直し等を行うものとする。</p>		267・749
地域と市との共働協力関係の強化	現状の共働協力関係の検証に基づく強化策の検討	<p>・「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」では、「市民、事業者等及び市は、地域づくりの担い手であることを認識し、地域を守り育てるよう努める」ものとする。</p> <p>・地域担当職員、研修職員、各種担当部署の職員は、必要に応じて随時協議会との情報共有の場を持っている。</p> <p>・地域コミュニティ課職員は月2回の事務局員会議で8地域の事務局員と情報交換したり、また事務局員会議がない週は拠点に出向いて情報共有をしている。</p>		512・514・516・517・522・523・529・530・535・541・543・697・737・744

(5) その他

(大) 論点	(中) 論点	現状	改善・解決策	該当番号
認知度向上の取組み強化	周知PR等の対策の検討および実施	<p>・転入者に郷づくりPRチラシを配布、「広報ふくつ」で郷づくり特集記事を掲載(2年に1回)、まちづくり出前講座の新設、郷づくりHPの運営支援、協議会を対象に情報発信講座の実施</p>		151・152・153・687・733・763・766